



熊本県公報

第 1 2 2 7 9 号

平成 26 年 1 月 7 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- ふ化業者の登録…………… (畜産課) 1
- 平成 25 年度熊本県家畜商講習会の開催…………… (〃) 1
- 内水面における漁業権免許…………… (水産振興課) 4
- 遊漁規則の認可…………… (〃) 5
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧 (水俣市加入区、
登立加入区)…………… (団体支援課) 6
- 漁船保険義務加入同意の承認 (小島加入区、牛深町加入区) …… (〃) 6
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 6
- 平成 25 年度予算の要領…………… (財政課) 7

公 告

- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 27

登 載 依 頼

- 定時登録における直接請求の連署基準数…………… (選挙管理委員会) 27
- 定時登録における直接請求の連署基準数…………… (〃) 28
- 海区漁業調整委員会委員の直接請求に係る連署基準数…………… (〃) 28

正 誤

- 平成 25 年 1 月 12 日熊本県告示第 1009 号 (熊本県医
療事業実施要項の一部を改正する要項) 中…………… (水俣病保健課) 28

告 示

熊本県告示第 1 号

養鶏振興法 (昭和 35 年法律第 49 号) 第 7 条第 1 項の規定によりふ化業者を次のとおり登録したので、同条第 4 項の規定により公示する。
平成 26 年 1 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	登録日	有効期間	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び住所
平成第 25 - 1 号	平成 25 年 1 月 19 日	登録日 から 3 年間	熊本県合志市野々島 4 3 9 3 - 1 9 0 熊本県養鶏農業協同 組合	熊本県山鹿市菊鹿町上 内田 5 5 0 2 熊本県養鶏農業協同組 合菊鹿ふ化場

熊本県告示第 2 号

家畜商法 (昭和 24 年法律第 208 号) 第 4 条の 2 第 1 項の規定により、平成 25 年度熊本県家畜商講習会を次のとおり開催する。
平成 26 年 1 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の目的
家畜の取引の業務に関し必要な知識を習得させることを目的とする。
- 2 受講対象者
家畜商の免許を受けて家畜の取引の事業を営もうとする者又は家畜の取引の業務に従事しようとする者
- 3 講習会の開催日時及び場所
 - (1) 開催日時
平成 26 年 2 月 18 日午前 8 時 50 分から午後 5 時まで
平成 26 年 2 月 19 日午前 8 時 50 分から午後 5 時 15 分まで
 - (2) 開催場所
熊本県立農業大学校 (教育棟 2 階視聴覚室)
所在地：熊本県合志市栄 3 8 0 5

- 電 話：096-248-1188
- 4 講習科目及び講習時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
 - 5 受講申込方法
 - (1) 受講しようとする者は、家畜商講習会受講申込書（別記様式第1号）に必要事項を記入のうえ、講習会受講手数料3,300円（熊本県収入証紙による。）及び写真2枚（申込前6月以内に撮影した、上半身、正面、無帽で本人と識別できるもので、縦4センチメートル、横3センチメートル位のものを添えて、平成26年1月31日までに所管広域本部地域振興局農業普及・振興課（熊本市に住所を有する者には、県央広域本部熊本農政事務所農業普及・振興課）に提出すること。ただし、熊本県農業大学の生徒にあっては、同校校長を経由して提出すること。
 - (2) 受講の申込みをした者には、家畜商講習会受講票（別記様式第2号）を交付する。
 - (3) 徴収した受講手数料は、返還しない。
 - 6 講習の免除に係る特例措置
家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項ただし書の規定により、獣医師の免許を有する者及び家畜人工授精師の免許を有する者が講習の免除の特例措置の適用を受ける場合は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを受講申込書に添付すること。
なお、免除の特例措置の適用を受ける者には、受講科目の一部が免除される。
 - 7 修了証明書の交付
講習会の課程を修了した者には、講習会終了後、修了証明書を交付する。
 - 8 その他
 - (1) 受講者は、受講日に交付された家畜商講習会受講票及び筆記具を持参すること。
 - (2) 講習開始の20分前までに、開催場所に設置された受付に受講票を提出し、受付を済ませること。

(別記様式第1号)

【写真添付】

- ・ 申込前6月以内に撮影した
もの
- ・ 上半身、正面、無帽で本人
と識別できるもの
- ・ 縦4センチメートル、横3
センチメートル位のもの

家畜商講習会受講申込書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所

電話番号

ふりがな
氏 名

印

生年月日

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定による講習を受けたいので申し込みます。

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

注2 家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項ただし書の規定により講習の特例措置を受ける場合は、家畜商法施行規則（昭和37年農林省令第4号）第4条の各号に掲げる資格（獣医師又は家畜人工授精師）の免許証の写しを別に添付すること。

(備考) この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

収入証紙欄

(別記様式第2号)

家 畜 商 講 習 会 受 講 票

年 月 日

受講者 住 所

氏 名

生年月日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開催期間

平成26年2月18日(火)及び2月19日(水)の2日間

〔 2月18日：午前8時50分から午後5時まで
2月19日：午前8時50分から午後5時15分まで 〕

2 開催場所

熊本県立農業大学校(教育棟2階視聴覚室)

所在地：熊本県合志市栄3805

電 話：096-248-1188

3 注意事項

(1) この受講票は、講習会場に必ず持参すること。

(2) 講習開始の20分前までに、開催場所に設置の受付に受講票を提出し、受付を済ませること。

熊本県告示第3号

平成25年6月21日熊本県告示第634号により告示した内水面における漁場計画に係る漁業権について、漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定により、次のとおり漁業権の免許をした。

平成26年1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 免許の内容

平成25年6月21日熊本県告示第634号の内容のとおり

2 免許の存続期間

漁場計画番号(免許番号)	存 続 期 間
内共第1号から内共第18号まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

内区第1号から内区第3号まで
平成26年1月1日から平成30年12月31日まで

3 漁業権者
(1) 共同漁業権

漁場計画番号 (免許番号)	漁 業 権 者	
	名 称	住 所
内共第1号	菊池川漁業協同組合	山鹿市南島1288番地の2
内共第2号	白川漁業協同組合	菊池郡大津町大字錦野420番地1
内共第3号	熊本市漁業協同組合	熊本市中央区国府本町5番7号
内共第4号	緑川漁業協同組合	上益城郡甲佐町田口2073番地
内共第5号	氷川漁業協同組合	八代市鏡町塩浜392番地24
内共第6号	球磨川漁業協同組合	八代市麦島東町14号1番地
内共第7号	水俣川漁業協同組合	水俣市深川267番地4
内共第8号	小国漁業協同組合	阿蘇郡小国町大字宮原1567番地の1
内共第9号	松橋小川漁業協同組合	宇城市松橋町砂川字不知火場27番地2
内共第10号	鏡町漁業協同組合	八代市鏡町野崎字1番割1028番地の2
内共第11号	昭和漁業協同組合	八代市昭和明徴町837番地
内共第12号	鏡町漁業協同組合他2組合	八代市鏡町野崎字1番割1028番地の2
内共第13号	千丁漁業協同組合	八代市千丁町古閑出2975番地8
内共第14号	郡築内水面漁業協同組合	八代市郡築十二番町149番地
内共第15号	八代南部内水面漁業協同組合	八代市日奈久新開町無番地
内共第16号	蘇陽地域漁業協同組合	阿蘇郡高森町草部750番地
内共第17号	綾北川槻木漁業協同組合	球磨郡多良木町大字槻木496番地の1
内共第18号	芦北町内水面漁業協同組合	葦北郡芦北町大字佐敷404番地

(2) 区画漁業権

漁場計画番号 (免許番号)	漁 業 権 者	
	名 称	住 所
内区第1号	球磨川漁業協同組合	八代市麦島東町14号1番地
内区第2号	球磨川漁業協同組合	八代市麦島東町14号1番地
内区第3号	球磨川漁業協同組合	八代市麦島東町14号1番地

熊本県告示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定により遊漁規則を認可したので、同条第7項の規定により次のとおり公示する。

平成26年1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 免許番号並びに漁業権者の名称及び住所

免許番号	漁 業 権 者	
	名 称	住 所
内共第1号	菊池川漁業協同組合	山鹿市南島1288番地の2
内共第2号	白川漁業協同組合	菊池郡大津町大字錦野420番地1
内共第3号	熊本市漁業協同組合	熊本市中央区国府本町5番7号
内共第4号	緑川漁業協同組合	上益城郡甲佐町田口2073番地
内共第5号	氷川漁業協同組合	八代市鏡町塩浜392番地24
内共第6号	球磨川漁業協同組合	八代市麦島東町14号1番地
内共第7号	水俣川漁業協同組合	水俣市深川267番地4

内共第 8 号	小国漁業協同組合	阿蘇郡小国町大字宮原 1 5 6 7 番地の 1
内共第 1 0 号	鏡町漁業協同組合	八代市鏡町野崎字 1 番割 1 0 2 8 番地の 2
内共第 1 1 号	昭和漁業協同組合	八代市昭和明徴町 8 3 7 番地
内共第 1 2 号	鏡町漁業協同組合他 2 組合	八代市鏡町野崎字 1 番割 1 0 2 8 番地の 2
内共第 1 3 号	千丁漁業協同組合	八代市千丁町古閑出 2 9 7 5 番地 8
内共第 1 4 号	郡築内水面漁業協同組合	八代市郡築十二番町 1 4 9 番地
内共第 1 5 号	八代南部内水面漁業協同組合	八代市日奈久新開町無番地
内共第 1 6 号	蘇陽地域漁業協同組合	阿蘇郡高森町草部 7 5 0 番地
内共第 1 7 号	綾北川槻木漁業協同組合	球磨郡多良木町大字槻木 4 9 6 番地の 1
内共第 1 8 号	芦北町内水面漁業協同組合	葦北郡芦北町大字佐敷 4 0 4 番地

- 2 遊漁規則の内容 別冊のとおり
- 3 遊漁規則の施行の日 平成 2 6 年 1 月 1 日

熊本県告示第 5 号

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号。以下「法」という。）第 1 1 2 条第 1 項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和 2 7 年政令第 6 8 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示し、平成 2 6 年 1 月 7 日から 1 月 2 1 日までの間、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 2 6 年 1 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区の名 称	発起人の住所及び氏名	法第 1 1 3 条第 1 項の申出をする漁業協同組合	縦覧場所
水俣市加入区	水俣市明神町 1 番 1 3 号 前田 和昭 水俣市袋 2 8 8 6 番地 平木 主 水俣市大迫 1 2 0 6 番地 田村 辰紀男	水俣市漁業協同組合	水俣市漁業協同組合
登立加入区	上天草市大矢野町登立 6 4 4 2 番地 緒方 栄 上天草市大矢野町登立 6 4 4 8 番地 3 磨田 芳広 上天草市大矢野町登立 1 1 9 0 番地 益田 久和	天草漁業協同組合	天草漁業協同組合

熊本県告示第 6 号

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号。以下「法」という。）第 1 1 2 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、小島加入区及び牛深町加入区について法第 1 1 2 条第 1 項の規定による同意があったものと認めるので、法第 1 1 2 条の 2 第 3 項の規定により公示する。

なお、平成 2 2 年 1 月 8 日熊本県告示第 1 1 号で公示した小島加入区及び熊本県告示第 1 2 号で公示した牛深町加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 1 1 3 条の 2 第 1 項の規定により平成 2 6 年 1 月 7 日限り消滅するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 6 年 1 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の

供用を開始する。

その関係図面は、平成26年1月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮地岳今田線	天草市宮地岳町中村 6180番2地先から 天草市宮地岳町中村道上 6281番3地先まで	140.0	一括道路

2 供用を開始する期日 平成26年1月7日

熊本県告示第8号

平成25年度熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が平成25年12月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成26年1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成25年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

平成25年度熊本県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ371,567千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ740,219,041千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び 負担金	5,115,436	34,953	5,150,389
	1 負担金	4,506,133	34,953	4,541,086
2	国庫支出金	116,621,162	214	116,621,376
	1 国庫負担金	38,644,599	7,545	38,652,144
	2 国庫補助金	75,423,642	△ 7,331	75,416,311
3	財産収入	1,552,161	22,478	1,574,639
	1 財産運用 収入	1,018,651	495	1,019,146
	2 財産売却 収入	533,510	21,983	555,493
4	繰入金	58,500,127	143,124	58,643,251
	1 基金繰入金	57,862,850	143,124	58,005,974
5	繰越金	357,809	79,895	437,704
	1 繰越金	357,809	79,895	437,704
6	諸収入	35,336,583	60,903	35,397,486
	1 雑入	5,461,514	60,903	5,522,417

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7 県 債		107,631,000	30,000	107,661,000
	1 県 債	107,631,000	30,000	107,661,000
歳 入 合 計		739,847,474	371,567	740,219,041

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		31,051,401	3,161	31,054,562
	1 総務管理費	11,569,860	3,161	11,573,021
2 民 生 費		90,205,793	24,789	90,230,582
	1 社会福祉費	61,971,473	18,064	61,989,537
	2 児童福祉費	23,706,443	6,725	23,713,168
3 衛 生 費		59,693,372	162,993	59,856,365
	1 公衆衛生費	39,428,431	150,408	39,578,839
	2 環境衛生費	17,240,804	8,287	17,249,091
	3 医 薬 費	1,307,373	4,298	1,311,671
4 農 水 産 業 林 費		66,349,057	74,372	66,423,429
	1 農 業 費	20,772,158	2,860	20,775,018
	2 畜 産 業 費	2,924,697	5,678	2,930,375
	3 農 地 費	17,648,521	34,000	17,682,521
	4 林 業 費	18,482,032	31,834	18,513,866

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 土 木 費		82,701,100	15,000	82,716,100
	1 港 湾 費	4,789,531	15,000	4,804,531
6 警 察 費		39,822,379	4,710	39,827,089
	1 警 察 管 理 費	35,781,215	4,710	35,785,925
7 教 育 費		166,866,048	3,417	166,869,465
	1 教 育 総 務 費	27,217,210	179	27,217,389
	2 特 別 支 援 費 学 校 費	10,103,853	3,238	10,107,091
8 災 害 復 旧 費		6,621,936	83,125	6,705,061
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	3,589,349	39,275	3,628,624
	2 土 木 災 害 復 旧 費	2,956,859	39,349	2,996,208
	3 商 工 災 害 復 旧 費		4,501	4,501
歳 出 合 計		739,847,474	371,567	740,219,041

第 2 表 繰越明許費

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 155,000
	1 企 画 費	90,000
	2 防 災 費	65,000
2 民 生 費		2,477,000
	1 社 会 福 祉 費	2,100,000
	2 児 童 福 祉 費	377,000
3 衛 生 費		484,000
	1 環 境 衛 生 費	484,000
4 農 林 水 産 業 費		17,189,000
	1 農 業 費	1,392,000
	2 畜 産 業 費	364,000
	3 農 地 費	5,395,000
	4 林 業 費	7,934,000
	5 水 産 業 費	2,104,000
5 商 工 費		99,000
	1 工 鉱 業 費	99,000
6 土 木 費		36,715,000
	1 土 木 管 理 費	226,000

款	項	金 額
		千円
	2 道路橋りょう費	15,414,000
	3 河川海岸費	13,591,000
	4 港湾費	1,128,000
	5 都市計画費	6,019,000
	6 住宅費	337,000
7 警察費		710,000
	1 警察管理費	422,000
	2 警察活動費	288,000
8 教育費		2,918,000
	1 教育総務費	539,000
	2 高等学校費	1,478,000
	3 特別支援学校費	829,000
	4 保健体育費	72,000
9 災害復旧費		2,207,000
	1 農林水産業 災害復旧費	794,000
	2 土木災害復旧費	1,409,000
	3 商工災害復旧費	4,000
合 計		62,954,000

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 広報関係業務	平成26年度	千円 57,452
2 県庁舎新館LED照明取付工事設計業務	平成26年度	18,306
3 熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業	平成26年度	122,291
4 防災映像情報システム整備事業	平成26年度	55,000
5 保健・医療・福祉関係業務	平成26年度	93,015
6 北部発達障がい者支援センター運營業務	平成26年度 ～平成30年度	137,262
	年次別内訳	
	平成26年度	27,101
	平成27年度	27,352
	平成28年度	27,603
	平成29年度	27,603
平成30年度	27,603	
7 海城水質環境調査業務	平成26年度	15,531
8 指定野菜価格安定対策資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会 (以下「協会」という。)が、独立行政法人農 畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安 定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対 しその不足額を補助する支払保証	平成25年度 ～平成26年度	186,080
9 森林保全施設管理整備事業	平成26年度	13,000
10 水産環境整備事業	平成26年度	200,000

事 項	期 間	限 度 額
11 樋合漁港漁港利用調整施設管理運營業務	平成26年度 ～平成30年度	千円 32,656
	年次別内訳	
	平成26年度	6,447
	平成27年度	6,508
	平成28年度	6,567
	平成29年度 平成30年度	6,567 6,567
12 牛深漁港漁港浄化施設管理運營業務	平成26年度 ～平成30年度	114,980
	年次別内訳	
	平成26年度	22,702
	平成27年度	22,912
	平成28年度	23,122
	平成29年度 平成30年度	23,122 23,122
13 水産生産基盤整備事業	平成26年度	200,000
14 漁港漁場施設補修事業	平成26年度	11,100
15 天草ビジターセンター管理運營業務	平成26年度 ～平成28年度	10,340
	年次別内訳	
	平成26年度 平成27年度 平成28年度	3,415 3,447 3,478
16 建設単価調査業務	平成26年度	19,830
17 県有施設保全改修費	平成26年度	121,000
18 道路維持費	平成26年度	60,000
19 道路新設改良費	平成26年度	1,114,000
20 治水堤防費	平成26年度	200,000
21 河川改良費	平成26年度	30,000

事 項	期 間	限 度 額
22 砂防費	平成26年度	千円 40,000
23 海岸保全費	平成26年度	20,000
24 港湾建設費	平成26年度	700,000
25 警察関係業務	平成26年度	427,634
26 水俣工業高校特別教室棟改築工事 水俣市	平成26年度	495,000
27 県立高等学校再編・統合施設整備事業 荒尾市・水俣市	平成26年度	54,000
28 県立図書館・熊本近代文学館機能拡充事業 熊本市	平成26年度	28,290
29 給食業務	平成26年度 ～平成28年度	269,616
	年次別内訳 平成26年度 平成27年度 平成28年度	119,020 75,033 75,563

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 緊急雇用創出基金事業	平成26年度	千円 673,195	平成26年度	千円 783,195
2 田原地区農地防災事業 益 城 町	平成26年度	60,000	平成26年度 ～平成27年度	240,000
			年次別内訳 平成26年度 平成27年度	150,000 90,000
3 県有施設等管理業務	平成26年度 ～平成30年度	1,624	平成26年度 ～平成30年度	3,378,366
	年次別内訳 平成26年度	337	年次別内訳 平成26年度	2,355,454
	平成27年度	341	平成27年度	494,292
	平成28年度	344	平成28年度	442,988
	平成29年度	344	平成29年度	42,859
	平成30年度	258	平成30年度	42,773
4 情報処理関連業務	平成26年度 ～平成30年度	295,975	平成26年度 ～平成30年度	447,799
	年次別内訳 平成26年度	120,190	年次別内訳 平成26年度	257,527
	平成27年度	46,876	平成27年度	50,473
	平成28年度	46,876	平成28年度	50,506
	平成29年度	46,876	平成29年度	50,506
	平成30年度	35,157	平成30年度	38,787
5 事務機器等賃借	平成26年度 ～平成32年度	1,854,393	平成26年度 ～平成35年度	2,242,072
	年次別内訳 平成26年度	402,746	年次別内訳 平成26年度	464,620
	平成27年度	380,918	平成27年度	451,763
	平成28年度	383,864	平成28年度	456,287
	平成29年度	383,852	平成29年度	456,376
	平成30年度	270,019	平成30年度	342,543
	平成31年度	26,497	平成31年度	41,142
	平成32年度	6,497	平成32年度	12,208
			平成33年度	5,711
		平成34年度	5,711	
		平成35年度	5,711	

第 4 表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>公 共 土 木 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費</p> <p>観 光 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費</p>	<p>千円</p> <p>17,000</p> <p>4,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、地方公 共同体金融機構、 会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証 券発行（他の地方 公共団体との共同 発行を含む。）</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。</p> <p>発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0%</p> <p>以 内</p> <p>(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内</p> <p>半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等</p> <p>ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>
<p>計</p>	<p>21,000</p>			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治山災害現年 発生国庫 補助事業費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円			
	2,000	(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			11,000	(補 正 前 に 同 じ)		

平成 2 5 年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 5 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,163,333 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県	債	1,030,000	10,000	1,040,000
	1 県 債	1,030,000	10,000	1,040,000
歳 入 合 計		3,153,333	10,000	3,163,333

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		567,116	10,000	577,116
	1 港 湾 費	567,116	10,000	577,116
歳 出 合 計		3,153,333	10,000	3,163,333

第 2 表 繰越明許費

款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		30,000
	1 港 湾 費	30,000
合 計		30,000

第 3 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 熊本港コンテナターミナル管理運営業務	平成26年度 ～平成30年度	千円 214,941
	年次別内訳 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	42,438 42,831 43,224 43,224 43,224
2 八代港コンテナターミナル管理運営業務	平成26年度 ～平成30年度	159,744
	年次別内訳 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	31,540 31,832 32,124 32,124 32,124
3 庁舎等管理業務	平成26年度	13,054

第 4 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
港湾整備事業費	千円 1,030,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円 1,040,000				(補 正 前 に 同 じ)

平成 2 5 年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 5 年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 繰越明許費		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		650,000
	1 流域下水道費	650,000
合	計	650,000

第 2 表 債務負担行為補正			
追 加			
事	項	期 間	限 度 額
1	熊本北部流域下水道水質法定検査業務	平成26年度	千円 4,650
2	球磨川上流流域下水道水質法定検査業務	平成26年度	4,871
3	八代北部流域下水道水質法定検査業務	平成26年度	4,778

平成 2 5 年度熊本県電気事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 5 年度熊本県電気事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
企業局所有施設等管理業務	平成 2 6 年度	2, 295
	平成 2 6 年度 ～平成 3 0 年度	3, 939
情報処理関連業務	年次別内訳	
	平成 2 6 年度	778
	平成 2 7 年度	785
	平成 2 8 年度	792
	平成 2 9 年度	792
	平成 3 0 年度	792

平成 2 5 年度熊本県工業用水道事業会計補正予算 (第 2 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 5 年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(資本的支出)

第 2 条 平成 2 5 年度熊本県工業用水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 4 条本文括弧書中「138, 418千円」を「147, 602千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1, 483, 725千円	9, 184千円	1, 492, 909千円
第 1 項 建設改良費	483, 147千円	9, 184千円	492, 331千円

(債務負担行為)

第 3 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道事業関係業務	平成 2 6 年度	千円 243, 058

平成 2 5 年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 5 年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	平成 2 6 年度	千円 3, 402

平成25年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成25年度熊本県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成26年度	千円 43,215
医事業務	平成26年度	24,297
給食業務	平成26年度 ～平成28年度	213,664
	年次別内訳	
	平成26年度	70,568
	平成27年度	71,221
	平成28年度	71,875

公 告

熊本県公告第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市幾久富字上沖野1656番34
1,460.36平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区龍田四丁目27番19号
有限会社 寿千勝

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成26年1月7日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

その総数の50分の1 29,631

その総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得

た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 285,189

熊本県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数は、次のとおりである。
平成26年1月7日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

選挙区名	
熊本市中央区選挙区	47, 683
熊本市東区選挙区	50, 199
熊本市西区選挙区	25, 458
熊本市南区選挙区	27, 738
熊本市北区選挙区	30, 807
八代市・八代郡選挙区	39, 710
人吉市選挙区	9, 499
荒尾市選挙区	15, 116
水俣市選挙区	7, 430
玉名市選挙区	18, 880
天草市・天草郡選挙区	26, 893
山鹿市選挙区	15, 401
菊池市選挙区	13, 858
宇土市選挙区	10, 197
上天草市選挙区	8, 525
宇城市選挙区	16, 961
阿蘇市選挙区	7, 821
合志市選挙区	14, 882
下益城郡選挙区	8, 975
玉名郡選挙区	12, 231
鹿本郡選挙区	8, 302
菊池郡選挙区	18, 595
阿蘇郡選挙区	11, 140
上益城郡選挙区	24, 501
葦北郡選挙区	6, 882
球磨郡選挙区	16, 161

熊本県選挙管理委員会告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。
平成26年1月7日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

熊本県有明海区	1, 272
天草不知火海区	1, 434

正 誤

平成25年11月12日熊本県告示第1009号（熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	22	平成25年11月12日	公布の日